

議第12号

高島市印鑑条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

高島市長 福井正明

---

高島市印鑑条例の一部を改正する条例

高島市印鑑条例（平成17年高島市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第4条第3項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。